

令和7年3月17日
小樽開発建設部

尻別川の「河川協力団体」を新たに指定

～「河川協力団体」指定証の交付式を行います～

小樽開発建設部は、昨年12月から本年1月にかけて令和6年度の「河川協力団体」募集を行い、この度、尻別川水系尻別川で活動している「ランコ・ウシ尻別川河川愛護の会」を河川協力団体として指定しました。

つきましては、下記のとおり河川協力団体指定証の交付式を行います。

河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体が、河川管理者から「河川協力団体」として指定された場合、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等の支援を受けることができる制度です。

記

- 1 日 時：令和7年3月24日（月）15：00から15：15まで
- 2 場 所：蘭越町役場 応接室（磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5）
- 3 指定団体名：ランコ・ウシ尻別川河川愛護の会
- 4 その他：取材を希望される方は、3月21日（金）12時までに下記の問合せ先にお知らせ願います。

※添付資料

河川協力団体の募集について

※河川協力団体制度の詳細、指定状況等は、北海道開発局のHP「河川協力団体制度について」に掲載しています。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g70000010084.html



【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

工務課 課長

秋本 光雄（電話 0134-33-0525）

工務課 課長補佐

西塚 岳浩（電話 0134-23-5195）

（小樽開発建設部ホームページ）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/>



河川協力団体を募集します

- ・ 北海道開発局が管理する河川管理区間において、河川協力団体を募集します。
- ・ 募集内容の詳細は、各開発建設部のホームページでお知らせします。

河川法の一部改正

平成25年6月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。

「河川協力団体」制度とは？

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査の上、河川協力団体として指定します。

河川協力団体の主な活動

①河川管理者に協力して行う河川工事 又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料 の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及 び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

河川協力団体に指定されると？

◆法律に規定されている河川協力団体として指定されることになります。

◆許可の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可※等について、河川管理者との協議をもって足りることとなります。

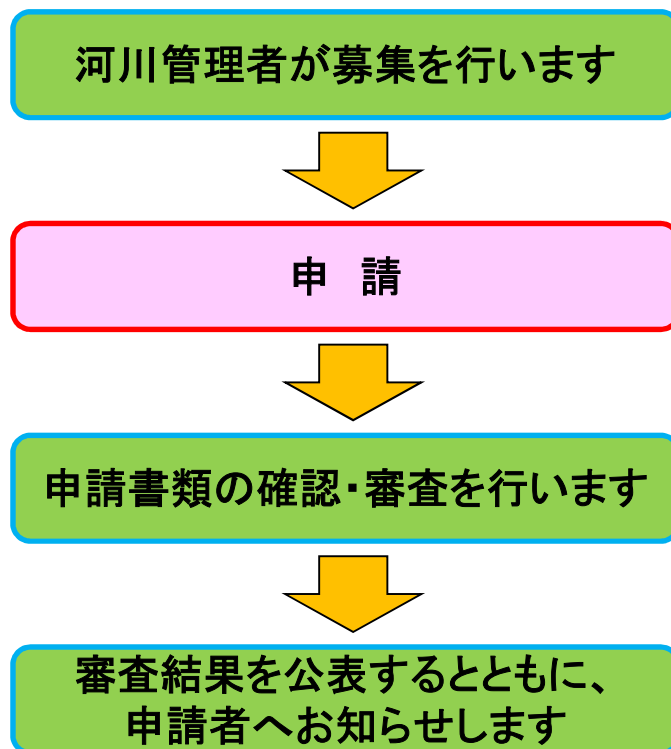
※・工事等の実施の承認（河川法第20条）

- ・土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・工作物の新設等の許可（河川法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る））

◆当該活動に関して、必要となる情報の提供等を河川管理者から受けられます。

◆河川管理者が必要と認める場合、河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

河川協力団体の指定までの主な流れ



【主な審査内容】

1. 申請の資格について
2. 活動の実績について
（継続性、公共性、活動姿勢）
3. 活動の実施計画審査
（実効性、貢献度、協調性）